

大口町告示第45号

大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱（令和２年大口町告示第８４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「大口町立の小学校又は中学校」を「学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）」に改め、「生徒の保護者」の次に「（同法第１６条に規定する保護者をいう。）」を加え、「以下、「教育委員会」」を「以下「教育委員会」」に改め、同条ただし書中「規定する者」の次に「及びＤＶ被害による支援措置の対象者その他これに類する者（現に大口町に生活の実態がある者に限る。）」を加える。

第３条第２号中「交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金」を「費用で保護者が均一に負担する額」に改める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(援助対象者) 第2条 援助費の支給対象となる者は、大口町に住所を有し、<u>学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）</u>に在学する児童又は生徒の保護者（<u>同法第16条に規定する保護者をいう。</u>）（以下「保護者」という。）で、収入の急減により、学校納付金（義務教育を実施するため学校長が保護者から徴収する費用）の支払いが困難で、かつ、別表の認定基準に基づき、大口町教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が認めた者とする。ただし、大口町就学援助費事務取扱要綱（平成6年大口町教育委員会告示第2号）第2条各号に規定する者及びDV被害による支援措置の対象者その他これに類する者（現に大口町に生活の実態がある者に限る。）は除く。 (援助の基準及び支給額) 第3条 略 (1) 略 (2) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な<u>費用で保護者が均一に負担する額</u>	(援助対象者) 第2条 援助費の支給対象となる者は、大口町に住所を有し、<u>大口町立の小学校又は中学校</u>に在学する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）で、収入の急減により、学校納付金（義務教育を実施するため学校長が保護者から徴収する費用）の支払いが困難で、かつ、別表の認定基準に基づき、大口町教育委員会（<u>以下、「教育委員会」という。</u>）が認めた者とする。ただし、大口町就学援助費事務取扱要綱（平成6年大口町教育委員会告示第2号）第2条各号に規定する者は除く。 (援助費目及び支給額) 第3条 略 (1) 略 (2) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な<u>交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金</u>